

藤沢市社会貢献実績等評価型競争入札試行実施要領

制定 平成20年10月1日

改正 平成21年 7月1日

改正 平成27年 4月1日

改正 令和 7年 6月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、この市が発注する公共工事等の入札参加者に係る地域社会への貢献度及び優良工事の施工実績等（以下「社会貢献実績等」という。）を評価することにより当該入札参加者の社会貢献意欲及び技術力の向上を図るため、この市が実施する受注希望募集型競争入札（以下「公募型入札」という。）における入札参加者の資格に社会貢献実績等の要件を付して行う入札（以下「実績等評価型入札」という。）の試行に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(資格要件となる社会貢献実績等)

第2条 実績等評価型入札における資格要件となる社会貢献実績等については、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 災害時等の地域貢献（この市に係る災害時の応急措置に関するこの市と締結した協定等（入札参加者が構成員として所属する組合等が当該協定等を締結している場合を含む。）を現に締結していること。）
- (2) 災害時等の緊急対応実績（過去3年間にこの市に係る災害時における緊急対応作業実績を有していること。）
- (3) 優良成績の施工実績（過去2年間にこの市が発注した1件当たりの請負金額が200万円同種工事で工事成績評定が入札毎に設定する基準を満たした点以上の元請施工実績を有していること。）
- (4) 優良工事の施工実績（過去5年間にこの市の優良建設工事表彰の受賞実績を有していること。）
- (5) 工事成績評定点項目優秀実績（過去2年間にこの市が発注した1件当たり請負金額が200万円工事で、工事評定点における細目別評定

点採点表の工事毎に設定された項目において、優秀な成績を有していること)

2 契約担当課長は、前項の規定により資格要件となる社会貢献実績等の事項を決定する場合、2つ以上の要件を付して公募型入札を行うものとする。

3 契約担当課長は、第1項の規定により資格要件となる社会貢献実績等の事項について、実績評価型入札を行う公共工事等案件（以下「工事等」という。）の規模、施工箇所及び内容に応じ、その種類、範囲又は内容の詳細を定めることができる。

（実績等評価型入札の対象）

第3条 実績等評価型入札の対象については、原則として前条第1項各号に掲げる社会貢献実績等を評価することが妥当と認められる工事等とする。

（公募型入札の実施要領の適用）

第4条 この要領に定めるもののほか、実績評価型入札の実施に関する事項については、藤沢市公共工事等受注希望募集型競争入札実施要領（平成13年3月30日制定）の規定の例による。

（その他の細目）

第5条 この要領に定めがあるもののほか、取扱いの細目については、契約担当部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。